

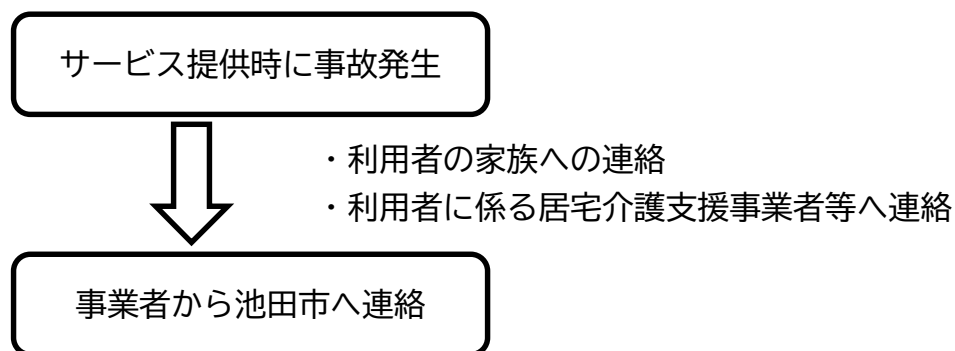
池田市に報告すべき事故の種類

1. サービス提供中における死亡に至った事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等の外出時の事故も含む。）、死亡事故については、事故死の他、自殺を含む。
負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故
2. 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
3. その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの
 - ①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
 - ②食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの
 - ③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの
 - ④その他報告が必要と判断されるもの

事故発生時の対応

国の基準及び池田市条例施行規則において、指定地域密着型サービス事業者はそのサービスの提供により事故が発生した場合は、

- ①市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - ②その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - ③利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- とされています。



※利用者が池田市以外の被保険者の場合はその保険者にも連絡

注1) 重大な事故については直ちに電話で報告し、その後文書により報告する。

注2) 事故発生後の経過については、適宜連絡を行う。

注3) 必要に応じ関係機関へ遅滞なく連絡を行う。